

新型コロナウイルス感染症は全国的に急激に拡大し、1月13日現在、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都3県を始めとして2月7日まで緊急事態宣言が発出されました。福島県は県内の感染拡大が加速しているため、「1月13日から2月7日まで福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」として特別措置法の規定にもとづき、感染防止対策の徹底のため次のとおり県民の皆さま、事業者の皆さまに対し協力要請を行いました。町においても、町民の皆さまのご協力をお願いします

(1) 外出自粛要請

1月13日から2月7日までは、緊急事態宣言の対象となっている地域を始めとした感染拡大地域との不要不急の往来を自粛する
県内においても不要不急の外出を自粛し特に、午後8時以降の外出自粛を徹底する

(2) 飲食店等の時短営業要請

1月15日から2月7日までは接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店においては、午後8時から午前5時までの時間帯の営業を自粛していただき、酒類の提供は午後7時までとする

(3) 新しい生活様式のより一層の取組み

マスク着用や手洗い、手指の消毒、部屋の換気、部屋の湿度は40%以上にするなど基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなどを徹底する。

体調管理に努め、特に免疫力をあげる工夫として、「十分な睡眠」「バランスのよい食事」「適度に体を動かす」「体を温めて、体温を下げない」こと等に取り組む。
発熱等があり体調が悪いときは、早めにかかりつけ医等に電話相談をしてから受診する。
新型コロナウイルス感染症の状況は、ステージ3相当という極めて厳しい状況です。これまでにない危機的な状況にあることをもう一度強く認識していつ誰がどこで感染してもおかしくないという緊張感を持ち感染拡大防止に取り組んでいきましょう。
医療従事者や感染された方、そのご家族などに対する誹謗中傷や差別は絶対になさらないようにお願いします。

町民の皆さまや事業者の皆さまには、ご不便、ご苦勞をおかけいたしますが、感染防止対策の徹底についてご理解とご協力をお願いします。

令和3年1月13日

川俣町長 佐藤金正